

事例 4

入院日数の要件③(8日型)

昭和58年9月2日から平成13年10月25日までにご加入の医療保険〔医療保険、医療給付金付定期保険〕

(平成14年3月1日以降の更新契約は2日型となりますので、12ページをご参照ください。)

災害入院給付金	支払事由	不慮の事故で5日以上入院したとき
	支払額	1回の入院につき、入院給付金日額×入院日数
疾病入院給付金	支払事由	病気で継続8日以上入院したとき
	支払額	1回の入院につき、入院給付金日額×入院日数

※「1回の入院」については、9ページをご参照ください。

お支払いする場合

「肺炎」になり4月1日から10日まで10日間入院をしたとき



継続8日以上入院に該当するため、疾病入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

「大腸炎」で4月1日から7日まで7日間入院をしたとき



入院日数の要件(継続8日以上)を満たさないため、疾病入院給付金はお支払いできません。